

第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第4回）議事録

日時 平成20年1月18日（金）

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者24名（欠席3名）

議 題

議題1 総論 第1章「基本的考え方」の修正案について

議題2 各論 第1章「啓発広報」について

議題3 各論 第7章「スポーツ、レクリエーション及び文化、国際交流」について

議事概要

1 開会

2 第2回質問事項

事務局

「第2回に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、通称バリアフリー新法は、これまでのバリアフリー関係法からどのような点が変わったのかとのご質問がありました。このバリアフリー新法については、次回、2月に開催予定の第5回策定委員会での議題となる「第6章、生活環境」の中でご紹介しますので、本日は、お手元に配付しました資料をお読みいただくことでご了承下さい。」

3 議題1

総論 第1章「基本的考え方」の修正案について

事務局より「基本的考え方」の修正案について説明

事務局

「第2回でご指摘いただいた点の修正案についてご説明します。2「策定方法」で、「『障害者施策に関する計画策定分科会』は、計画を所管する42課で構成されており、策定委員会との連携を図っています」の箇所ですが、宮代委員より、関係課が38課から42課に増えており、どの課が増えたかというご質問がありました。これについて、市民協働課、財政課、介護保険課、児童育成課、包括支援課とお答えしたのですが、誤りでした。正確には、企画調整課、市民協働課、財政課、介護保険課の4課が新たに加わっております。次に、3「計画の基本理念」については、「本計画の基本理念」の中で「地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制を進め」とあったものを「地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め」に修正しました。また、障害者自立支援法の特徴について記載した箇所については箇条書きに修正しました。次に、住宅政策の記載をこの総論の中に追加してはとのご指摘ですが、7「施策の重点課題」の中に「地域での居住の場である住居の確保」との文言を追加しました。またこの「基本的考え方」の中で使用している「生き生きと」の使い方ですが、文脈に合わせ精査しております。なお、ほかにも、リハビリテーションのかわりにリカバリーという言葉を使用してはとのご意見もありましたが、このリカバリーは、最近、精神障害の分野では使われておりますが、身体、知的障害の分野ではまだ一般的ではなく、また、リハビリテーションという言葉は広く「障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において全人的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方」とされていることから、この計画ではリハビリテーションを使われていたきたいと

思います。また、総論の中に児童についての文言を加えたほうがよいのご指摘ですが、「障害のある人」という表現で包括的に記載しており、児童も大人も含めての表現としてご理解いただき、児童については、各論の中で関係機関の連携等についても詳しく記載したいと考えております。」

宮代委員

「参考意見としてですが、表現上より正確性に欠けるようなところを、ちょっと指摘しておきたいと思います。自立支援法の特徴の中に「利用者に利用量と所得に応じた負担を求める」とありますが、この表現ですと、応能負担、要するに所得に応じた負担が求められている表現になると思います。自立支援法では、原則は10%の応益負担なわけです。ですので、より厳密に言うならば、「利用者にサービスの種類と利用量に応じた負担を求め」となると思います。現実的には個別減免や補足給付がありますから、所得に応じた支払いになっています。それは、米印が何かで書いたほうが、よりわかりやすくなるのではと思います。」

事務局

「ご指摘の点については、より皆さんに理解しやすく整理して、次回に回答いたします。」

4 議題 2

各論 第1章「啓発広報」について

事務局から「啓発広報」について説明

事務局

「まず「進捗状況」ですが、こちらは現在の「船橋市障害者施策に関する計画（改訂版）」の進捗状況です。それぞれ各課がこの計画に記載された施策に対して、どのような取り組みを行ったかです。こちらは、今回の策定に際し、参考資料としていただければと思います。続いて、第2次計画（案）についてですが、まず1「基本方針」ですが、改訂版の基本方針をもとに作成をしております。昨年7月施行の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」についても触れております。この条例は「障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である」としております。この第1章「啓発広報」は障害のある人に対する理解を深めることを重視していますことから、記載しています。また〔課題〕については、改訂版では3項目でしたが、今回新たに（3）「公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進」というものを追加しており、4番項目となっております。これは厚生労働省が策定し、この「船橋市障害者施策に関する計画」の基礎となっている「障害者基本計画」の中の啓発広報がこうした構成であり、それにあわせる形となっております。次に2「現状と課題」ですが、まず文章の中で、法律の改正等で事業名称等の変更があったために、文言の変更が幾つかあります。例えば「障害者の日」が「障害者週間」に、「特殊学級」、「養護学校」が「特別支援学級」、「特別支援学校」に変更しています。では2の「現状と課題」ですが、この第2次計画（案）で新たに追加したのは、交流保育についての項目、公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進の項目、市民活動情報ネットの項目になります。次に3「施策の方向」ですが、これは「現状と課題」を受けての施策の主な方向性をあげたものになります。4「施策の体系」では施策の各項目をあげてあります。5「施策の内容」は基本的に2「現状と課題」にて記載されたものに対しての施策という形になっています。新しい施策としては、まちづくり出前講座の活用、市職員への研修、教職員への研修、庁内の意識啓発、関係機関への啓発・広報、市民活動情報ネットの利用促進、障害のある人自身の参加となっております。また改訂版では数値目標を記載していましたが、数値目標は、「船橋市障害福祉計画」の中で定めるため、この「第2次計画」の中では記載しておりません。」

伊藤委員

「障害福祉施設や地域活動支援センターなどでは、近隣町会の廃品回収を行ったり、施設の文化祭等の行事へ

の参加を地域住民に呼びかけています」という文章ですが、現在、地域活動支援センターは、もうちょっと前回の改訂版より活動の幅が広がっていると思います。ここ数年で非常に変化しているあたりが表わされていないかなと思いました。実際に地域活動支援センターの活動は非常に多岐にわたっていて、どんどん地域に進出してきていますので。」

事務局

「検討しまして、次回のときに修正案を出させていただきます。」

御郷委員

「福祉教育の充実についてですが、最近、各学校から、障害者のお話をしてくださいという依頼がたくさんございます。やはり福祉教育の充実ということで、子どもたちに障害者を理解してもらうことは非常にありがたいと、私ども喜んで出席しまして、お話をしております。昨年度には初めて、高等学校にも呼ばれ、障害の部位の違う方々が集まって、お話しいたしました。このように障害者を理解してもらう機会が広がっています。こうしたことをますます推進していただきたいと思っております。」

仙波委員長

「今のお話は非常に重要で、障害者自身が市民の前に立つことで、理解が早いんですね。諸外国でもそういうことが行われている。WHOでもこうしたことは非常に高く評価して進めています。」

長浦委員

「障害のある人を正しく理解するために、子どもの教育については書いていますが、私は大人に問題があるように思います。特に若い人は、障害を持った方たちに理解がなく、冷たく感じると耳にしております。ですから、ボランティア活動は非常にいいと思います。それと、1「基本方針」の中で「障害者は、障害のない人とは異なる特別な存在ではなく、障害者も、障害のない人と同じ権利や欲求を持ち、社会の中で共に生き、共に社会をつくっていく仲間です。その人なりの役割を、だれもが社会の中で果たしています」とありますが、何を果たしているか、そこも書いてほしいと思います。」

事務局

「福祉教育の部分では、子どものころから、大人まで一生涯にわたり、障害者に対する理解、啓発活動を行っていくという記載をさせていただいております。「その人なりの役割を、だれもが社会の中で果たしている」の箇所については、具体的な役割を書けるかは検討させていただきたいと思います。」

鈴木委員

「2「現状と課題」の啓発・広報活動の推進で、特別な行事だけが取り上げられていますが、ふだん市役所で行われている広報活動、例えば市の具体的な業務にかかわる日常的なところを入れてもらえればと思います。」

仙波委員長

「日常性が大事ですね。何げない日々の行動の中で市民がどのように考えるかということが非常に重要ですので、それについては、市でもいろいろな活動を持っていると思いますので、そのことを触れておいたほうがいいかと思えます。」

事務局

「ご指摘の部分については、理解の促進は日常的に行っていますので、それを総体的に書かせていただきたいと

思います。」

橋本委員

「市民に徹底した形で伝えるというのであれば、自治会、町会等の回覧に回すというようなことはお考えになっていますか。」

事務局

「障害者の理解の推進という形で、市内全世帯に対して広報特集号の発行を行っておりますので、町会等の依頼は、現在のところは考えておりません。ただし、口頭でのお願いはしております。」

橋本委員

「広報も全世帯に渡るので、それなりに効果はあろうかと思いますが、回覧板などは、もっと各戸でよく見られると思いますので、そのような方法もお考えいただければと思います。」

篠崎委員

「去年、聴覚障害者協会で防災訓練に参加したいと思ひまして、町会の会長に連絡をして、よく聞こえない立場で参加したいと言ったんですが、その話を受けとめきれないという状況で、結局は参加できなかったんです。ですから、地域に障害者がいることを地域の人たちに知ってもらい、機会という意味で、防災訓練のようなだれもが参加する行事に参加できるように、例えば市から何らかの連絡をすとか、町内会のレベルで情報が行き渡るようなことを考えていただきたいと思います。協会の力だけでは、できることは限られていますので。」

事務局

「防災訓練等への参加を推進する働きかけはできると思ひます。ただそれだけではなく、障害者の方自身も自分たちを知っていただくという自発的な啓発活動も必要だと考えております。市としてできることはお願いしていきたいと思ひます。」

長浦委員

「昨年、防災訓練に役員として参加したのですが、そのときに、重度の障害者を連れて出たら悪いんじゃないかと思ひ、家に置いて出ることになりました。そういう時に、障害者も参加できるとしていただければ、そのとき一緒に出られたのではないかと思ひました。」

武石委員

「この中で、特別支援学校の件ですが、市立特別支援学校の事例は多々見られますが、県立のほうが抜けているというのは、たまたま事例がなかったからなのか、何か理由があるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。」

事務局

「この点については市の計画であることから、県立についての記載は避けたというのが理由です。」

武石委員

「私どもは身体障害のほうになりますので、県立の船橋特別支援学校のほうが連携を図っている点からも、連携というような言葉を入れていただきたいと思います。広報の面でも必要だと思います。」

事務局

「その辺は可能だと思いますので、検討させていただきたいと思います。」

入江委員

「先程から聞いていまして、具体的な施策というものの表現なり提案というものが必要じゃないかというのが多いと思います。啓発・広報とか障害者の理解を深めるとかというようなことを一般論として方針だけ打っても、何もならない。具体的にどうするんだということこそが、施策として大事だと思います。具体的にどうするかということこそ、この委員会として必要ではないかと。具体論をもっと重視するべきだと思います。」

事務局

「この計画によって方向性を打ち出し、その方向性に基づいて、年次年次の予算を獲得し、具体的な策を執行するのが行政の流れですので、より具体的に記載することも可能ですけれども、それが実行できるかとなると難しい部分があります。計画で定めた方向性に基づき、予算を取得して、事業を執行していくことから、この計画は予算を取得するための大きな理由づけになります。そういうことから、計画は方向性を定めるものとさせていただいております。」

入江委員

「具体的な施策は確かにおっしゃるとおりだと思いますが、具体的な方向に向かう指針になっていないのではないかと思います。」

事務局

「可能な部分は検討させていただきまして、次回にご報告したいと思います。」

仙波委員長

「では、この章についてはこの辺でよろしいでしょうか。指摘のありました点については、事務局でご検討お願いいたします。」

5 議題 3

各論 第7章「スポーツ、レクリエーション及び文化、国際交流」について

事務局より「スポーツ、レクリエーション及び文化、国際交流」について説明

事務局

「まず「進捗状況」については内容をご確認いただき、ご意見等があればお願いします。では第2次計画（案）について説明します。まず1「基本方針」は、改訂版の基本方針を基に文言を多少修正しております。次に、2「現状と課題」ですが、新規項目として聴覚補助装置の導入、特別支援学校などにおける校外活動、施設の使用料の減免、市政70周年記念の際の文化団の特別支援学校への訪問があります。3「施策の方向」、4「施策の体系」については説明を省略させていただきます。5「施策の内容」ですが、校外活動の充実、使用料の減免による参加の促進の2つが新規の施策となっております。他にも文言等変更している部分もありますので、ご確認をお願いします。」

仙波委員長

「スポーツに関して、障害者の最も大きな国際的な大会として、パラリンピックがあります。日本でも、障害者の全国的な大会があり、私が関与したのものとして、精神障害者のバレーボールがあり、それが種目としてその大会に加えてもらえることになりました。こういうスポーツとか芸術的な作品展示などは、国民の理解を得たり、本人の励みになったり、非常に威力があります。このPRをうまく行えば、具体的なことが少しずつ進むのではないかと思います。」

橋本委員

「私は身体障害者福祉会に入っており、福祉会として単独でスポーツ大会を行っております。今年で4回目になり、参加された方は非常に楽しかったという声をいただきます。現在は、福祉会が単独で行っておりますが、さらに拡大して、皆さんと合同で開催できればと思っております。」

立川委員

「障害者の方の中には、様々な大会で活躍されている方がたくさんいます。そういう方を応援してもらう意味でも、公共施設の使用料減免について市として取り組んでいただければと思います。」

御郷委員

「市制70周年ということで、10月7日にスポーツ大会が開催されました。1万人以上の方が運動公園のほうへ集まりまして、健常者の方と私たち障害者と交流を深めることができ、とても満足した1日でした。また車いすウォークラリーやアーチェリーなど様々な交流活動やスポーツ活動を行っています。障害者もなるべくならば、外へ目を向けて活動していくのが良いのかなど。この計画には非常にいいことがたくさん書いてあり、これらの推進を喜んでおります。」

鈴木委員

「船橋市地域活動支援センターの項目で、スポーツ・レクリエーション活動と創作的活動を行っているのですが、現実には月に2回程度のもので、誤解があるのかなと思いました。また、ほかの項目では、ソフトボール、水泳など具体例が挙がっていますので、船橋市地域活動支援センターの項目も具体例を入れていただければと思います。」

伊藤委員

「障害のある人の国際交流について、身体障害の方と知的障害の方が自主的な交流活動を行っていると載っていますが、精神障害のほうも、外国の方に来ていただき、船橋市地域活動支援センターで講演会、茶話会をしたり、こんぼーも韓国のクラブハウスを訪問したことがありますので、できれば精神も入れていただきたいと思えます。」

立川委員

「視覚障害のほうでは、東部公民館を月2回借りて、スルーネットピンポンをしているのですが、東部公民館にはその専用の台がありません。通常のものに手を加えて使っている状況です。県の大会もありますので、ちゃんとした台で練習をしたいと思っております。できれば1台だけでも専用の台を入れていただければと思います。」

事務局

「いろんなご意見もありましたけれども、可能な部分でその推進には努力をしていきたいと思っております。国際交流に関しては、市として承知していなかった部分でありましたので、ぜひ記載させていただきたいと思っております。」

御郷委員

「国際交流のことですが、ここに記載してあります「平成16年度、車いす社交ダンスがハイワードを訪れた」のところですが、私も一員として参加したのですが、やはりむこうは日本とは状況が違うということで、車いすを借りるのもスムーズにいかなかったこともありました。そのようなこともありましたから、今後も交流を図り、情報交換を行っていただければと思います。」

橋本委員

「千葉病院の隣にケアリハビリセンターという施設があります。そこは運動するのに非常に良く、通っていたのですが、継続利用を断られたことがあります。この章においては、スポーツを奨励していますが、逆に現場では断られている実情がありますので、そのようなことのないようにお願いしたいと思います。」

事務局

「私どもも実態を把握しておりませんので、確認してみたいと思います。」

仙波委員長

「それでは、時間もそろそろ来ておりますので、ご指摘のあった点については、事務局に検討をお願いします。最後に、事務局から次回の予定についてお願いします。」

事務局

「本日は、大変貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。ご意見については、関係各課とも協議しまして、次回の委員会の席でご報告したいと思います。次回の第5回ですが、2月22日金曜日を予定しております。内容として、本日の修正案、各論第6章「生活環境」について議論いただく予定です。」

仙波委員長

「では、これで終了ということで、どうも皆さんご苦労さまでした。」

了